

政策目標3 高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街

重点課題

1 高齢者の地域生活支援の充実

施策の基本方針

平成23年頃には65歳以上の高齢者が21%を超える超高齢社会を迎えると予測される中、高齢者が安心して健やかに地域生活を送れるよう、夜間対応型の訪問介護サービスなど高齢者への介護・保健福祉サービスの充実を図るとともに、多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるよう、さまざまな社会参加の機会を拡充します。

2 障がい者の自立支援の促進

障がいのある人々が、持てる能力を十分に発揮し、福祉サービスの支援を受けながら、自らの意思で地域の中で自立と社会参加の実現を図れるよう、障がい者グループホーム*をはじめとした居住環境の整備を進めます。また、障がいのある人を雇用する民間企業等への就労促進策を拡充するなど、自立支援の促進を図ります。

*グループホーム 主に夜間や休日において世話人による相談支援や日常生活上の援助を受けながら、地域での共同生活を送る住まい。



重点課題 1 高齢者の地域生活支援の充実

施策と事業

施策の基本方針

平成23年頃には65歳以上の高齢者が21%を超える超高齢社会を迎えると予測される中、高齢者が安心して健やかに地域生活を送れるよう、夜間対応型の訪問介護サービスなど高齢者への介護・保健福祉サービスの充実を図るとともに、多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるよう、さまざまな社会参加の機会を拡充します。

重点課題 1 高齢者の地域生活支援の充実

施策1 社会参加の機会の拡充と社会貢献への支援

施策2 高齢者の安心を支える地域福祉力の向上

施策3 介護・保健福祉サービスの充実による健やかな地域生活の支援

施策1 社会参加の機会の拡充と社会貢献への支援

多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持って地域生活を送れるよう、高齢者が自らの人生で培ってきた経験・知識・技術などを発揮できる社会参加の機会の拡充に努めるとともに、社会貢献などの先駆的な生きがい活動を支援する取り組みに対する支援の充実に努めます。

また、地域住民などによる福祉活動を推進するため、さらなる活動の展開を支援します。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
福祉のまち推進事業 〔保〕総務部 [-]	福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設確保の支援を行うとともに、課題解決の取り組みや担い手確保の支援、一層の情報提供など、さらなる活動の展開を支援します。 ○地区福祉のまち推進センター拠点設置数 H18：58地区 ⇒ H22：74地区 ○福祉推進員*数 H18：6,170人 ⇒ H22：6,600人
福祉除雪事業 〔保〕総務部 [-]	高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業などの地域協力員が、間口除雪などのサービスを行うとともに声かけなどの安否確認を行います。 ○利用世帯の満足度 H18：90.2% ⇒ H22：90%以上 ○地域協力員の満足度 H18：90.8% ⇒ H22：90%以上
はつらつシニアサポート事業（高齢者地域貢献支援事業） 〔保〕保健福祉部 [132百万円]	高齢者の生きがい対策として、高齢者の社会貢献のきっかけづくりとなるような新しい時代の生きがい活動で、高齢者団体などが自主的な運営を行うサロンや先駆的な取り組みに対して支援を行います。 ○シニアサロンモデル事業設置数（累計） H18：6カ所 ⇒ H22：20カ所 ○シニアチャレンジ事業実施団体数（累計） H18：8団体 ⇒ H22：50団体
ねんりんピック北海道・札幌2009の開催 〔保〕保健福祉部 [326百万円]	平成21年9月に開催される「ねんりんピック（全国健康福祉祭）北海道・札幌2009」に向けて、大会実行委員会、札幌市交流大会実行委員会の設置及び運営、リハーサル大会などを実施します。 ○ねんりんピック北海道・札幌2009の開催 H18：開催準備 ⇒ H21：開催
敬老優待乗車証交付事業 〔保〕保健福祉部 [1,054百万円]	多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者の外出を支援し、明るく豊かな老後の生活の充実を図るため、70歳以上の高齢者に対して交付している敬老優待乗車証の利用限度額を引き上げます。 ○敬老優待乗車証の利用限度額 H18：5万円 ⇒ H21：7万円

施策2 高齢者の安心を支える地域福祉力の向上

従来からの「見守り」「声かけ」のような、町内会などによる地域に密着した日常的な支援活動との一層の連携強化を図るとともに、複雑化、高度化する課題に対応するための各分野の専門家などとの新たなネットワークへの支援を促進し、地域で生活する高齢者が安心して日常生活をおくことができるよう、多方面からサポートする地域福祉力*の向上に努めます。

特に、頻発する高齢者消費者被害の防止や判断力が低下した高齢者の権利擁護*など複雑化、高度化する課題の解決に向けた基盤整備を進めます。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
高齢者消費者被害防止 ネットワーク事業 市)市民生活部 〔33百万円〕	<p>地域に消費生活相談員OBなどによる「消費生活みまもり協力員」を配置し、民生委員や地域包括支援センターと連携して、判断力の低下した高齢者に対して、消費者被害の早期発見・救済を行うとともに消費者被害の未然防止を図ります。</p> <p>○消費生活みまもり協力員の配置区数 H18：－ ⇒ H20：10区</p>
福祉のまち推進事業 〔再掲〕 保)総務部 〔－〕	<p>福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設確保の支援を行うとともに、課題解決の取り組みや担い手確保の支援、一層の情報提供など、さらなる活動の展開を支援します。</p> <p>○地区福祉のまち推進センター拠点設置数 H18：58地区 ⇒ H22：74地区 ○福祉推進員*数 H18：6,170人 ⇒ H22：6,600人</p>
高齢者、障がい者の 生活あんしん支援事業 保)総務部 〔225百万円〕	<p>判断力が低下した高齢者などが安心して相談できるよう、成年後見制度*を含めた総合的な相談窓口を開設します。また、市長申立制度*を利用する方のために、市社会福祉協議会が法人として法定後見業務*を開始します。</p> <p>○総合的な相談窓口の設置 H18：検討 ⇒ H20：設置 ○社会福祉協議会の法人後見事業の実施 H18：検討 ⇒ H20：実施</p>
さっぽろ孤立死ゼロ安心 ネットワークモデル事業 保)保健福祉部 〔10百万円〕	<p>マンションなどの集合住宅に住むひとり暮らしの高齢者などの孤立死を防止する観点から、「さっぽろ孤立死ゼロ推進会議」を発足し、市民への普及啓発や孤立死の防止に向けたネットワークづくりを進めます。</p> <p>○市民啓発に出向いた回数（参加人数） H19：12回（360人） ⇒ H22：84回（2,520人）</p>
認知症*サポート一養成 事業 保)保健福祉部 〔－〕	<p>認知症に対する正しい知識を普及し理解を深め、地域において認知症の人とその家族を支援するため、認知症の支援者（認知症サポート）を養成する講座を開催します。</p> <p>○認知症サポート一養成数（累計） H18：1,862人 ⇒ H22：9,000人</p>
安心して住まえる 公的賃貸住宅の供給 都)市街地整備部 〔1,590百万円〕	<p>低所得者や高齢者へ良質な賃貸住宅を供給するため、民間活力を活用した借上市営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅*の供給を行います。また、階段室型の既存市営住宅に対するエレベーター設置モデル事業を実施します。</p> <p>○高齢者向け優良賃貸住宅の認定戸数 H18：147戸 ⇒ H22：347戸 ○借上市営住宅の認定戸数 H18：894戸 ⇒ H22：1,298戸</p>
高齢者が安心して暮らせる まちづくり推進事業 白)保健福祉部 〔6百万円〕	<p>「要援護者（区内の65歳以上の単身高齢世帯で、介護保険サービスを利用していない人）」の福祉ニーズを把握し、地域住民を中心としたネットワークを発展させるとともに、ニーズに即した介護予防事業の福祉支援活動を実施するなど、地域住民が自ら支援を行える体制づくりを推進します。</p> <p>○地域における要援護者への体制づくり H18：－ ⇒ H22：全地区での取り組み</p>

*地域福祉力 地域住民、関係機関、行政などの協働により、高齢者・障がい者の安心・安全な生活を地域全体で支えていく力。

*権利擁護 ここでは、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障がいのある人の代わりに、代理人が権利を表明することを指す。

*成年後見制度 判断能力が不十分な方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（成年後見人など）を選任し、法的権限を与えて、本人に代わって法律行為ができるようにする制度。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

*市長申立制度 判断能力がない方について、財産管理や身上監護における保護が必要になり、原則2親等以内に成年後見制度の申し立てをする親族がいない場合に、市長が成年後見の申し立てを行う制度。

*法定後見業務 「成年後見制度」のうち「法定後見制度」に関する業務。「法定後見制度」とは、判断能力が不十分な方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（成年後見人など）を選任し、代理権・同意権・取消権を与えて、本人に代わって身上監護や財産管理ができるようにする制度。

*認知症 後天的な脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害がおこり、正常に発達した知能が低下した状態。（旧表記：痴呆）

*優良賃貸住宅 民間の土地所有者など（賃貸住宅経営者）が一定基準以上の優良な賃貸住宅を建設し、国や市から家賃を減額するための家賃補助が行われ、一定の入居者は、軽減された家賃で入居することができる賃貸住宅。

施策3 介護・保健福祉サービスの充実による健やかな地域生活の支援

高齢者が地域で安心して健やかに生活できるよう、介護予防サービスの充実に努め、サービスの利用を促進するとともに、高齢者が自ら要介護状態となることを予防するための拠点施設のさらなる拡充を図ります。

また、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、訪問介護の充実や地域密着型の特別養護老人ホーム^{*}の新設を行うとともに、各種情報提供や相談支援機能の強化など、総合的な介護・保健福祉サービスの充実に努めます。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
地域包括支援センター (介護・健康何でも相談 センター)運営事業 保)保健福祉部 [132百万円]	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をできる限り続けられるよう、介護予防支援の拠点となる地域包括支援センター(介護・健康何でも相談センター)を増設します。 ○地域包括支援センター設置数 H18:17カ所 ⇒ H22:21カ所
介護予防事業の充実 保)保健福祉部 [-]	高齢者が要介護状態へ移行するのを防ぐために、介護予防センターが実施する「すこやか俱楽部(閉じこもり予防教室)」、「転倒・骨折予防教室」などの各種の介護予防教室を一層推進します。 ○一般高齢者 [*] の介護予防事業の開催回数 H18:2,645回 ⇒ H22:2,645回 ○特定高齢者 [*] の運動能力向上トレーニング事業、筋力向上トレーニング事業及び一般高齢者の転倒骨折予防事業への参加者数 H18:1,702人 ⇒ H22:2,400人 ○特定高齢者の運動能力向上トレーニング事業、筋力向上トレーニング事業及び一般高齢者の転倒骨折予防事業の開催回数 H18:895回 ⇒ H22:1,137回
夜間対応型訪問介護 事業費補助事業 保)保健福祉部 [90百万円]	高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、定期巡回と通報による随時対応を組み合わせた「夜間対応型訪問介護」を開始します。 ○利用者数 H18: - ⇒ H22:460人/月
特別養護老人ホーム 新築費補助事業 保)保健福祉部 [480百万円]	高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型の小規模な特別養護老人ホームの整備に対して補助を行います。 ○地域密着型特別養護老人ホームの入所定員数 H18:51人 ⇒ H22:283人
若年性認知症[*]支援事業 保)保健福祉部 [12百万円]	若年性認知症は、仕事や家庭生活への影響、本人・家族の葛藤、経済的・社会的な環境変化が大きいことから、本人や家族が気軽に相談できる交流の場を整備します。また、若年性認知症に対する理解の普及啓発を図るために研修会を実施します。 ○交流会などへの当事者の参加者数 H18:32人 ⇒ H22:60人
高齢者ひとつくち講座・ 口腔ケア推進事業 保)保健福祉部 保)健康衛生部 [57百万円]	高齢者の介護予防、閉じこもり防止の観点から、高齢者の食事アドバイスや試食の提供などを行う「高齢者ひとつくち講座」を実施します。また、在宅療養高齢者に対しては歯科医師による訪問審査を実施、一般高齢者に対しては地域ケアネットワーク [*] を構築し、口腔状態の維持改善を図ります。 ○高齢者ひとつくち講座開設回数 H18: - ⇒ H22:180回以上(延べ) ○口腔ケアに関する介護予防事業の実施回数 H18:241回 ⇒ H22:500回

***地域密着型(の)特別養護老人ホーム** 地域密着型サービスは、平成18(2006)年の介護保険法改正により新たに創設されたサービス形態で、定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームがこれに当たる。特別養護老人ホームとは、要介護1以上の方が、身体上または精神上著しい障害があるために、常時介護を必要とし居宅において介護を受けることが困難な場合に入所する施設。

***一般高齢者** 特定高齢者(生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者)以外のすべての高齢者。

***特定高齢者** 生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れがある虚弱な高齢者。

***地域ケアネットワーク** 要援護高齢者や障がいのある人などが地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな生活支援を行う社会資源(保健・医療・福祉関係機関や専門職種など)と地域住民が相互の役割・機能を理解、発揮して、信頼関係や連携体制を築き、協働して地域で支えあい、必要な支援を行うしくみ。札幌市は地域包括支援センターをネットワークの核として地域の連携強化を進めている。

成果指標

	現 状 値	目 標 値
【市民意識・行動指標】		
・週2回以上外出する高齢者の割合	78.2% (H18)	85% (H22)
・町内会やボランティア活動、老人クラブ活動をしている高齢者の割合	9.5% (H18)	20% (H22)
【社会成果指標】		
・シニアサロンに参加している人数（箇所数）	9,021人 (H18) (6カ所)	48,000人 (H22) (20カ所)
・認知症*センター養成数（累計）	1,862人 (H18)	9,000人 (H22)
・一般高齢者*の介護予防事業への参加者数	41,228人 (H18)	58,500人 (H22)
・転倒・骨折予防事業への参加者数	1,702人 (H18)	2,400人 (H22)

各主体の主な役割





重点課題 2 障がい者の自立支援の促進

施策と事業

施策の基本方針

障がいのある人々が、持てる能力を十分に発揮し、福祉サービスの支援を受けながら、自らの意思で地域の中で自立と社会参加の実現を図れるよう、障がい者グループホーム*をはじめとした居住環境の整備を進めます。また、障がいのある人を雇用する民間企業等への就労促進策を拡充するなど、自立支援の促進を図ります。

重点課題 2

障がい者の自立支援 の促進

施策1 共生に根ざした健やかな地域生活の支援

施策2 協働による障がいのある人への就労支援

施策3 障がいのある人にもやさしいまちのバリアフリー化

施策1 共生に根ざした健やかな地域生活の支援

施設入所や入院をしている障がいのある人の地域生活への移行を促進するために、社会的入院*をしている精神障がい者の退院支援や、その他、障がいのある人のための地域における居住環境の整備を進めます。

また、障がいのある人の健やかで安心した地域生活を支えるために、相談支援や療育*支援の体制をより一層充実させるとともに、地域全体で支えるネットワークを構築し、障がいのある人も地域の一員として、共に支え合いながら、共に生きていく地域づくりを進めます。

事業名・担当部 (計画事業費)	事業内容 達成目標
福祉除雪事業【再掲】 保) 総務部 [-]	高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業などの地域協力員が、間口除雪などのサービスを行うとともに声かけなどの安否確認を行います。 ○利用世帯の満足度 H18: 90.2% ⇒ H22: 90%以上 ○地域協力員の満足度 H18: 90.8% ⇒ H22: 90%以上
高齢者、障がい者の生活 あんしん支援事業【再掲】 保) 総務部 [225百万円]	判断力が低下した高齢者などが安心して相談できるよう、成年後見制度*を含めた総合的な相談窓口を開設します。また、市長申立制度*を利用する方のために、市社会福祉協議会が法人として法定後見業務*を開始します。 ○総合的な相談窓口の設置 H18: 検討 ⇒ H20: 設置 ○社会福祉協議会の法人後見事業の実施 H18: 検討 ⇒ H20: 実施
障がい者グループホーム 等の拡充 保) 保健福祉部 [52百万円]	単身生活が困難な障がいのある人の居住の場として、食事の提供、相談その他日常生活に関する指導、援助を行う障がい者グループホーム・ケアホーム*を増やします。 ○グループホーム等の箇所数 H18: 164カ所 ⇒ H22: 268カ所
身近な地域における総合 的な相談支援体制の拡充 保) 保健福祉部 [251百万円]	障がいのある人やその家族を対象に、福祉サービスに係る情報提供や利用援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な相談支援を行うとともに、これに必要な相談支援体制を拡充します。 ○障がい者相談支援事業実施箇所数 H18: 10カ所 ⇒ H22: 16カ所 ○住宅入居等支援事業実施箇所数 H18: - ⇒ H22: 7カ所

*社会的入院 病気の症状が軽減し、入院治療の必要がないと判断されるようになっても、退院後に介護する者がいない、自宅のある地域に必要な医療機関がない、あるいは戻る家そのものがない、などといった社会的な事情で入院している状態。

*療育 障がいのある子どもに対し、日常生活動作、運動機能などに係る訓練、指導などを行うことにより、運動機能などの低下を防止するとともに、その発達を促すこと。

*ケアホーム 主に夜間や休日において世話人や生活支援者による入浴、排せつ、食事の介護などを受けながら、地域での共同生活を送る住まい。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
精神障がい者退院促進支援事業 保) 保健福祉部 [30百万円]	退院可能な精神障がいのある人を地域生活に移行させるため、対象者の個別支援などに当たる支援員を配置し、精神科病院の精神保健福祉士などと連携を図りつつ退院に向けた支援を行い、精神障がい者の円滑な地域移行の促進を図ります。 ○事業参加病院数 H18：－ ⇒ H22：36病院
障がい児(者)に対する専門的な療育*支援体制の拡充 保) 保健福祉部 [37百万円]	在宅で生活する障がいのある子どもなどを対象に、家庭訪問などによる療育指導を行うとともに、関係機関（福祉サービス事業者、福祉施設、教育機関など）への技術指導を行う「障がい児等療育支援事業」を拡充します。 ○障がい児等療育支援事業実施箇所数 H18：5カ所 ⇒ H22：8カ所
安心して住まえる公的賃貸住宅の供給〔再掲〕 都) 市街地整備部 [1,590百万円]	低所得者や高齢者へ良質な賃貸住宅を供給するため、民間活力を活用した借上市営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅*の供給を行います。また、階段室型の既存市営住宅に対するエレベーター設置モデル事業を実施します。 ○高齢者向け優良賃貸住宅の認定戸数 H18：147戸 ⇒ H22：347戸 ○借上市営住宅の認定戸数 H18：894戸 ⇒ H22：1,298戸

施策2 協働による障がいのある人への就労支援

障がいのある人の就労を促進するため、障がい者を雇用する企業への支援を行うことにより、企業側の障がい者雇用に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある人と企業のニーズのマッチング*や地域活動支援センター*を活用した支援を充実することにより、就労に向けた能力アップや職場定着に係る支援体制の整備を進めます。

また、福祉的就労*に対する支援として、「元気ショップ」の拡充など障がいのある人が、社会福祉施設や地域活動支援センターなどにおいて作業訓練の一環として製作した製品（授産製品）の販路拡大や地域活動支援センター等の機能強化などを通じて、障がいのある人の働く意欲を増進し、自立の促進を図ります。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
障がい者雇用マッチング試行事業 ～「元気はっけん（派遣）」事業～ 保) 保健福祉部 [35百万円]	十分に働く能力がありながら、就労する場所がないため施設などを利用している方々や、一般就労からの離職者、養護学校卒業生などについて、人材派遣会社に登録し、企業などに派遣する事業を試行的に実施します。 ○本事業により企業などに派遣される障がい者数 H18：－ ⇒ H22：5人/日
障がい者協働事業の拡充 保) 保健福祉部 [193百万円]	障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者がサポートをしながら事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場を確保する「障がい者協働事業」を拡充します。 ○協働事業実施事業所数 H18：3カ所 ⇒ H22：10カ所
「元気ショップ」の拡充 保) 保健福祉部 [30百万円]	平成18年12月に開設した「元気ショップ」に引き続き、平成22年度をめどに「元気ショップ2号店」を開設します。また、これに併せて、JR札幌駅構内の「福祉ショップいこ～る」についても、集客力の向上に向けた取り組みを行うなど、授産製品の販路拡大とPRを図ります。 ○元気ショップ2号店の開設 H18：－ ⇒ H22：開設

*地域活動支援センター 障がいのある人が、地域社会へ積極的に参加することができるよう、軽作業や社会との交流などを行う場。

障害者自立支援法で新たに位置づけられたものであり、小規模作業所から移行しているところが多い。

*福祉的就労 一般的な就労が困難な障がいのある人が、地域活動支援センターなどで、支援を受けながら訓練を兼ねて働くこと。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
障がい者地域活動支援センター*（就労者支援型）の創設 〔 〕 保) 保健福祉部 [55百万円]	障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就労者に対する相談支援や生活支援を行う「地域活動支援センター（就労者支援型）」を設置します。 ○障がい者地域活動支援センター（就労者支援型）設置箇所数 H18：－ ⇒ H22：1カ所
障がい者施設等に対する発注機会の拡大 〔 〕 保) 保健福祉部 [－]	障がい者施設などで製作された製品・受注可能な役務サービスなどの発注機会の拡大やPRを行うとともに、企業の障がい者雇用を促す取り組みを進めます。 ○市各部局での障がい者施設などに対する発注量 H18：－ ⇒ H22：全発注量の1.8%
知的障がい者等を対象としたホームヘルパー養成モデル事業 〔 〕 保) 保健福祉部 手) 保健福祉部 [8百万円]	障がい者と高齢者がともに支えあうまちづくりに向けた取り組みの一環として、高等養護学校の卒業生などの知的障がい者を対象としたホームヘルパー3級養成講座をNPO*と連携して実施します。 ○講座を受講した障がい者数（累計） H18：－ ⇒ H22：25人

施策3 障がいのある人にもやさしいまちのバリアフリー化

地下鉄駅などへのエレベーターの設置や歩道のバリアフリー*化など交通環境の整備、身近な施設のバリアフリー化などを引き続き計画的に進めいくとともに、障がいのある人などの力を借りて、人の目で確認していく新たなバリアフリー化の基準の策定などを通じて、障がいのある人をはじめ、誰もが安心して安全に活動できる、やさしいまちづくりを進めます。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
交通バリアフリー推進事業 〔 〕 市) 総合交通計画部 [160百万円]	バリアフリー新法*の施行に伴い、札幌市交通バリアフリー基本構想*の見直しを行うとともに、交通事業者（JR・バス）が実施するバリアフリー化を促進するため、施設整備などに対して補助を行います。 ○利用者5,000人/日以上のJR駅バリアフリー化（累計） H18：9駅 ⇒ H22：12駅 ○ノンステップバスの導入台数（累計） H18：51台 ⇒ H22：75台
大通バスセンター耐震化・バリアフリー化等改修事業【再掲】 〔 〕 市) 総合交通計画部 [300百万円]	耐震性能が低い大通バスセンターについて耐震改修を行うとともに、バリアフリー化を実施します。また、都心部の駐輪場不足に対応するため、建物の未活用部分を駐輪場に転用します。 ○大通バスセンター耐震化 H18：－ ⇒ H21：完了 ○大通バスセンターバリアフリー化 H18：－ ⇒ H22：完了
地区センターバリアフリー化事業 〔 〕 市) 地域振興部 [147百万円]	誰もが地区センターを利用しやすくなるために、エレベーターを設置していない地区センターについて、平成20年度から1館ずつエレベーターを設置していきます。 ○エレベーター未設置の地区センター数 H18：10カ所 ⇒ H22：7カ所
優しさと思いやりのバリアフリー 〔 〕 保) 保健福祉部 [－]	「数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく障がいのある人や高齢者の力を借りて、人の目で確認していくバリアフリー化」を検討するとともにルールを策定します。 ○優しさと思いやりのバリアフリーのルール策定 H18：検討 ⇒ H22：策定

*バリアフリー新法 正式には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化し、バリアフリー化基準に適合するように求める施設などの範囲を、ハートビル法の建築物と交通バリアフリー法の公共交通機関だけでなく、道路・路外駐車場・都市公園にまで広げた。

*札幌市交通バリアフリー基本構想 平成12（2000）年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、駅などの旅客施設を中心としたバリアフリー化の必要性が高い地区を定めて、その一体的な整備を効率的に進めるために、整備の基本方針や基本的な内容をまとめたもの。平成15（2003）年3月策定。

事業名・担当部 〔計画事業費〕	事業内容 達成目標
福祉のまちづくり 環境整備事業 保)保健福祉部 [1,698百万円]	誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指した公共施設整備として、地下鉄駅にエレベーターや車いす使用者用トイレを設置します。 ○地下鉄駅へのエレベーター等設置 H18:43駅 ⇒ H22:47駅
ユニバーサルデザイン*の 公園づくり事業 環)みどりの推進部 [1,692百万円]	高齢者や障がいのある人など誰もが地域の公園を快適に楽しく利用できるように、水飲み台やトイレの車イス対応化、出入口や園路の段差解消、ベンチなどの休憩施設の設置を行います。 ○身障者対応便所の整備率 H18:20% ⇒ H22:30%
福祉と多世代のふれあい 公園づくり事業【再掲】 環)みどりの推進部 [266百万円]	障がい者施設などの福祉施設や、子育てサロン*と隣接する既設公園について、施設利用者と地域住民による整備後の公園の利活用を含めた検討を踏まえて、バリアフリー*遊具や乳幼児キッズコーナーなどを整備します。 ○バリアフリー公園数（累計） H18:2カ所 ⇒ H22:4カ所 ○乳幼児キッズコーナー数（累計） H18: - ⇒ H22:10カ所
芸術の森園路等 バリアフリー化事業 観)文化部 [19百万円]	芸術の森の各施設を結ぶ園路の舗装を行い、車いすやベビーカーなどでの移動を円滑にするとともに、施設間の階段の手すり設置を行います。 ○バリアフリー化工事 H18: - ⇒ H20:実施
体育施設整備事業 観)スポーツ部 [56百万円]	手稲区体育館や厚別区体育館など、改修の必要性の高い体育施設について、身障者対応エレベーターの設置や身障者対応多目的トイレの改修・設置により、バリアフリー化に対応した施設整備を行います。 ○体育施設のバリアフリー化 H18:3施設 ⇒ H22:6施設
誰もが歩きやすい歩行 空間ネットワーク創出事業 建)土木部 [3,674百万円]	誰もが安心して歩けるよう、重点整備地区（都心・副都心・麻生地区）における歩道のバリアフリー化を進めるとともに、新たに3地区の地域主体の整備エリアを形成するなど、安全で歩きやすい歩行空間を創出します。 ○重点整備地区バリアフリー化率 H18:71% ⇒ H22:100% ○あんしん歩行エリア*等の形成数 H18:9エリア ⇒ H22:12エリア
厚別副都心地区の バリアフリー化 都)市街地整備部 [750百万円]	札幌市交通バリアフリー基本構想*の中で、H22年度までの整備が急がれている厚別副都心地区において、乗継動線のバリアフリー化を行うとともに、市民からの要望の強いバスターミナル待合室の防寒対策を実施します。 ○乗継動線のバリアフリー化 H18: - ⇒ H22:完了
地下鉄駅施設の バリアフリー化の推進 交)高速電車部 [875百万円]	高齢者や障がいのある人が安心して駅施設を利用できるように、全地下鉄駅施設について、視覚障がい者誘導用ブロックや車いす対応身障者トイレのオストメイト*化などの整備を行います。 ○バリアフリー化されている駅数 H18:22駅 ⇒ H22:49駅（全駅）

*ユニバーサルデザイン 高齢者や障がいのある人のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

*あんしん歩行エリア 市街地内で、交通事故の発生が多い地区を対象に、歩行者や自転車などが安心して通行できるように歩道の整備などを行うエリア。

*オストメイト 人工肛門や人工膀胱を保有する人。

成果指標

	現 状 値	目 標 値
【市民意識・行動指標】		
・まちのバリアフリー*化が進んでいると感じる障がいのある人の割合	29.3% (H19)	50% (H22)
・まちのバリアフリー化が進んでいると感じる人の割合	－ (H18)	60% (H22)
【社会成果指標】		
・入所施設の入所者の地域生活への移行者数 (H19～22累計)	－ (H18)	320人 (H22)
・入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数 (H19～22累計)	－ (H18)	264人 (H22)
・福祉施設から一般就労への移行者数	22人 (H17)	87人 (H22)

各主体の主な役割

